

山梨県公報

第二千二百号

平成二十四年
二月二日

木曜日

目次

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………四七
- 土地改良事業の施行同意……………四七
- 公告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証……………四七
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………四七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五一
- 一般競争入札について(二件)……………五一
- 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五四

告示

山梨県告示第四十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 中央市町之田字天満二四五番四、同市一町畑字稲積八三八番一、同市一町畑字芝原九六三番一及び九六七番一の全部並びに同市一町畑字芝原八八二番一、八八二番二及び九六七番二の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用す

公告

同法第十条第一項の規定により、平成二十四年一月二十三日に土地改良事業(根造地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横内正明

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年一月二十五日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人故郷の地球
 - 2 代表者の氏名 片山由男
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門七百三十四番地一
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、子どもを中心とした一般市民に対して、強い自己信頼と自尊の心を持つて自分の人生を大切に生きる自覚を育てるため、副読本の作成・普及、及び啓発を目的とした各種講演活動を行い、学校や地域社会からいじめや引きこもり、非行や自殺の原因をなくし、未来のためにたゆまぬ努力を続ける青少年を育て、平和で安心な社会作りを寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年一月二十六日から同年三月二十五日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険 事業所番号	サービスの種類	指定年月日